

青森県報

第四千四百九十五号

平成三十年
八月二十九日
(水曜日)

目次

規則

○知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………(情
システム課) ……一

告示

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……二

○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……三

○保安林の指定解除予定……………(林政課) ……三

○公有水面埋立ての免許の出願の要領……………(漁港漁場整備課) ……三

○右 同……………(同) ……五

公 告

○建築士事務所の監督処分……………(建築住宅課) ……六

○建設業者の許可の取消し……………(西北地域民局) ……六

規則

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十号

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成二十一年三月青森県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号イ中「第四十三条」を「第三十九条の三及び第四十三条」に、「第四条の二第二項第一号(同令第九十九条)」を「第四条の三第二項第一号(同令第五十条の三及び第九十九条)」に改め、「第九十五条の十八第二項第一号」を削り、「第四百十号の十三」の下に「、第四百十号の十五」を加え、「及び第八号」及び「及び第十号」を削り、同号ロを削り、同号ハ中「第四第三項」を「第四第二項」に改め、「第三十七条第二項第一号(同令第四十五条において準用する場合を含む。)、」及び「、第六十六条第二項第一号(同令第十五条において準用する場合を含む。)」を削り、「第六百五十九号」の下に「、第六百六十六号」を加え、「及び第二号」及び「及び第七号」を削り、同ハを同号ロとし、同号ニ中「第四第七項」を「第四第五項」に改め、同ニを同号ハとし、同号ホ中「第四第八項」を「第四第六項」に改め、同ホを同号ニとし、同ニの次に次のように加える。

ホ 第四条第七項 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号) 第四十二条第二項第一号(同令第五十四条において準用する場合を含む。)

第三条第四号イ中「第四第十項」を「第四第九項」に改める。

第五条第四号イ中「第四十三号」を「第三十九号の三及び第四十三号」に、「第九号」を「第九五条の三及び第九号」に改め、「、第九五条の十二第一項」を削り、「第四百十号の十三」の下に「、第四百十号の十五」を加え、同号ロを削り、同号ハ中「第四第三項」を「第四第二項」に改め、「第三十九条第二号(同令第十二号(同令第四十五条において準用する場合を含む。))及び同令第四十五条において準用する場合を含む。、」を削り、「同令第十三号」を「同令第十四号」に改め、「、第九九条第二号(同令第十二号(同令第十五条において準用する場合を含む。))」を削り、「同令第十三号」を「同令第十四号」に改め、

む。)及び同令第一百五十五条において準用する場合を含む。)を削り、「同条第十二号に」を「同条第十三号に」に改め、「第百六十四条」の下に「第百六十六条」を加え、同八を同号口とし、同号二中「第四条第七項」を「第四条第五項」に改め、同二を同号八とし、同号ホ中「第四条第八項」を「第四条第六項」に改め、同ホを同号二とし、同二の次に次のように加える。

ホ 第四条第七項 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第十七条第一項(同令第五十四条において準用する場合を含む。)

第五条第四号へ中「第四条第十項」を「第四条第九項」に改める。

第七条第一号中「第四十三条」を「第三十九条の三及び第四十三条」に、「第百九条」を「第百五条の三及び第百九条」に改め、「第百五条の第十二第五項」を削り、「第百四十条の十三」の下に「第百四十条の十五」を加え、同条第二号を削り、同条第三号中「第四条第三項」を「第四条第二項」に改め、「第三十九条第五号(同条第十二号(同令第四十五条において準用する場合を含む。))及び同令第四十五条において準用する場合を含む。)、」を削り、「同条第十三号」を「同条第十四号」に改め、「第百九条第五号(同条第十二号(同令第一百五十五条において準用する場合を含む。))及び同令第一百五十五条において準用する場合を含む。)」を削り、「同条第十二号に」を「同条第十三号に」に改め、「第百六十四条」の下に「第百六十六条」を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第四条第七項」を「第四条第五項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第四条第八項」を「第四条第六項」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 第四条第七項 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第十七条第八項(同条第十二項(同令第五十四条において準用する場合を含む。))及び同令第五十四条において準用する場合を含む。)

第七条第六号中「第四条第十項」を「第四条第九項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

青森県告示第六百五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成三十年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
社会福祉法人深浦町社会福祉協議会 西津軽郡深浦町大字深浦字中沢三四の一	行動援護	社会福祉法人深浦町社会福祉協議会 西津軽郡深浦町大字深浦字中沢三四の一	平成三〇・九・三〇
有限会社へルパースわ 弘前市大字取上五丁目七の四〇	居宅介護	有限会社へルパースわ 弘前市大字取上五丁目七の四〇	三〇・八・三三
有限会社へルパースわ 弘前市大字取上五丁目七の四〇	重度訪問介護	有限会社へルパースわ 弘前市大字取上五丁目七の四〇	〃
医療法人仙知会 弘前市大字高屋四丁目四八〇の四	指定地域移行支援	医療法人仙知会相談支援事業所 弘前市大字高杉字五反田一七三の七	〃
医療法人仙知会 弘前市大字高屋四丁目四八〇の四	指定地域支援	医療法人仙知会相談支援事業所 弘前市大字高杉字五反田一七三の七	〃
ネットケア有限会社 弘前市大字大町二丁目一〇の一	居宅介護	ネットケア有限会社 弘前市大字大町二丁目一〇の一	三〇・九・三〇
ネットケア有限会社 弘前市大字大町二丁目一〇の一	重度訪問介護	ネットケア有限会社 弘前市大字大町二丁目一〇の一	〃

青森県告示第六百六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

平成三十年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名 称	主たる事務所 の所在地	障害児通 所支援の 種類	障 害 児 通 所 支 援 事 業 所	指 定 年 月 日
特定非営利 活動法人銀 河	弘前市大字若葉 二丁目七の一	放課後等 デイサー ビス	放課後デ ィーショ ンA r i e s	弘前市大字馬屋 町九の七	平成 三〇・九・一

青森県告示第六百七号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一(一) 解除予定保安林の所在場所
つがる市木造筒木坂屏風山二五二の一〇、二五二の一四、六二四の三、六二五の二

- (二) 保安林として指定された目的
風害の防備

- (三) 保安林を解除しようとする理由
水道事業用地とするため

- 二(一) 解除予定保安林の所在場所

つがる市木造筒木坂屏風山二五二の一〇、二五二の一四、六二四の三、六二五

の二

- (二) 保安林として指定された目的
公衆の保健

- (三) 保安林を解除しようとする理由
水道事業用地とするため

青森県告示第六百八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成三十年八月二十日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、野辺地町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

- 1 出願人の住所及び名称
青森市長島一丁目の一
青森県

- 2 代表者の住所及び氏名
青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾

- 二 埋立区域

- 1 位置
上北郡野辺地町字野辺地五六八番地先公有水面

- 2 区域
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、①の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑯の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 X座標 プラス九六九二一・三八二

3 面積

②の地点	Y座標	プラス二四〇二三・七四八
	X座標	プラス九六九七〇・三四八
	Y座標	プラス二四〇一二・六九五
③の地点	X座標	プラス九六九八七・四四九
	Y座標	プラス二四〇八八・四五三
④の地点	X座標	プラス九六九七八・七五一
	Y座標	プラス二四〇九〇・四七九
⑤の地点	X座標	プラス九六九八九・五七二
	Y座標	プラス二四一四〇・一三六
⑥の地点	X座標	プラス九六九八八・一〇九
	Y座標	プラス二四一四〇・四六六
⑦の地点	X座標	プラス九六九八二・六三一
	Y座標	プラス二四一一五・三三二
⑧の地点	X座標	プラス九六九五九・五〇七
	Y座標	プラス二四一一〇・五五一
⑨の地点	X座標	プラス九六九五七・一七二
	Y座標	プラス二四一四五・六四七
⑩の地点	X座標	プラス九六九六二・八三一
	Y座標	プラス二四一四六・一七六
⑪の地点	X座標	プラス九六九五六・五九四
	Y座標	プラス二四一一八・五四八
⑫の地点	X座標	プラス九六九四三・四五三
	Y座標	プラス二四一一一・五二五
⑬の地点	X座標	プラス九六九四一・八四五
	Y座標	プラス二四一一四・四一〇
⑭の地点	X座標	プラス九六九五七・三三一
	Y座標	プラス二四一一〇・九一四
⑮の地点	X座標	プラス九六九四〇・六八八
	Y座標	プラス二四〇三七・一八一
⑯の地点	X座標	プラス九六九二五・二〇三
	Y座標	プラス二四〇四〇・六七七

三、八〇〇・二九平方メートル
 三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五四四番、五四五番、五四六番、五四八番、五四九番
 及び五六八番地先公有水面

2 区域

測量法第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、アの地点からコの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とコの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点	X座標	プラス九六九〇〇・五二〇
	Y座標	プラス二三九七七・一九九
イの地点	X座標	プラス九七〇〇八・一一二
	Y座標	プラス二三九五二・九一三
ウの地点	X座標	プラス九七〇六四・八五四
	Y座標	プラス二四二〇四・二八八
エの地点	X座標	プラス九七〇〇七・一二五
	Y座標	プラス二四二一七・三一九
オの地点	X座標	プラス九七〇一六・四六六
	Y座標	プラス二四二五八・七〇〇
カの地点	X座標	プラス九六八八三・五七〇
	Y座標	プラス二四二八八・六九九
キの地点	X座標	プラス九六八五二・四九九
	Y座標	プラス二四一五〇・一五八
クの地点	X座標	プラス九六九四〇・八〇三
	Y座標	プラス二四一三〇・二二五
ケの地点	X座標	プラス九六九一七・〇一四
	Y座標	プラス二四〇二四・八三六
コの地点	X座標	プラス九六九一一・五五一
	Y座標	プラス二四〇二六・〇六八

3 面積

四二、〇五九・三七平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地、船揚場（維持補修兼用）、護岸

青森県告示第六百九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成三十年八月七日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、野辺地町役場に備えて置いて縦覧に供する。

平成三十年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

上北郡野辺地町字野辺地一二三の一

野辺地町

2 代表者の住所及び氏名

上北郡野辺地町字野辺地一二三の一

野辺地町長 中谷純逸

二 埋立区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五六八番地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、⑬の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線及び⑬の地点と⑯の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

⑬の地点 X座標 プラス九六九四一・八四五

Y座標 プラス二四一一四・四一〇

⑭の地点 X座標 プラス九六九五七・三三一

Y座標 プラス二四一一〇・九一四

⑮の地点 X座標 プラス九六九四〇・六八八

Y座標 プラス二四〇三七・一八一

⑯の地点 X座標 プラス九六九二五・二〇三

Y座標 プラス二四〇四〇・六七七

3 面積

一、一九九・九七平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五四四番、五四五番、五四六番、五四八番、五四九番及び五六八番地先公有水面

2 区域

測量法第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、アの地点からケの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とコの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 X座標 プラス九六九〇〇・五二〇

Y座標 プラス二三九七七・一九九

イの地点 X座標 プラス九七〇〇八・一一二

Y座標 プラス二三九五二・九一三

ウの地点 X座標 プラス九七〇六四・八五四

Y座標 プラス二四二〇四・二八八

エの地点 X座標 プラス九七〇〇七・一二五

Y座標 プラス二四二一七・三一九

オの地点 X座標 プラス九七〇一六・四六六

Y座標 プラス二四二五八・七〇〇

カの地点 X座標 プラス九六八八三・五七〇

Y座標 プラス二四二八八・六九九

キの地点 X座標 プラス九六八五二・四九九

Y座標 プラス二四一五〇・一五八

クの地点 X座標 プラス九六九四〇・八〇三

Y座標 プラス二四一三〇・二二五

ケの地点 X座標 プラス九六九一七・〇一四

- Y座標 プラス二四〇二四・八三六
- X座標 プラス九六九一・五五一
- Y座標 プラス二四〇二六・〇八八
- 3 面積 四二、〇五九・三七平方メートル
- 四 埋立地の用途 漁村再開発施設用地

公 告

建築士事務所の監督処分

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定により、次のとおり建築士事務所の監督処分をしたので、同条第四項において準用する同法第十条第五項の規定により公告する。

平成三十年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 監督処分をした年月日 平成三十年八月二十日
- 二 監督処分を受けた建築士事務所
 - 1 名称 有限会社中央設計
 - 2 所在地 弘前市大字外崎四丁目三の一〇
 - 3 開設者の名称及びその代表者の氏名 有限会社中央設計 代表取締役 松田律雄
 - 4 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別 一級建築士事務所
 - 5 登録番号 青森県知事登録第八八〇号

- 三 監督処分の内容 建築士事務所の閉鎖十四日（平成三十年九月一日から同月十四日まで）
- 四 監督処分の原因となった事実 建築士事務所を管理する建築士が、平成三十年三月二十六日に国土交通大臣から建築士法第十条第一項の規定による処分を受けた。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社松橋建材
- 二 代表者の氏名 松橋清治
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市富范町清水一七の四三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三七）第一一五七三号
- 五 取消年月日 平成三十年八月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成三十年八月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭